遠別町立遠別小学校　いじめ防止基本方針

Ⅰ　いじめの定義（北海道いじめ防止等に関する条例より）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

解釈上重要なこととして、以下のことがあげられる。

①いじめかどうかの判断に当たっては、いじめられた児童の立場に立ち、その気持ちを重視すること

②本人が否定することも踏まえて、その言葉だけを表面的、形式的に判断するのではなく、その児童の態度や周辺の状況を踏まえて判断すること

③インターネットなどで本人が気づかない誹謗中傷など、本人が苦痛を感じていない場合にあっても、その行為をいじめと同様に対処すること

④好意から行った行為が、相手児童に結果として苦痛を感じさせてしまった場合、悪意がなかったことを踏まえて対応すること

⑤けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること

⑥児童が多様性を認め、互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図るため、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な教育を行いながら、保護者との連携を行うこと

Ⅱ　いじめの未然防止するため次のことに取り組むこととする。

1　年間を通して、全学年で繰り返し行う取組

（1）いじめ防止についての共通理解

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校全体に徹底していく。

（2）いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育・人権教育の充実などにより、子どもの社会性を育む。

（3）いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめの背景にはストレスがあることから、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進める。

（4）自己有用感や自己肯定感の醸成

一人一人が活躍し、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を設定する。

2　年間計画を策定し、計画的に実施する取組

（1）子ども自らがいじめの問題を主体的に考え、いじめ防止を考える取組

みんなをほめよう週間　　いじめ根絶全校集会　　遠別町子どもいじめ会議

※全校朝会…いじめに関する校長講話

（2）いじめを防止するための取組とその評価

３月	年間計画の策定	４月	組織会議	５月	校内研修会	９月	取組評価
１０月	計画の改善	１１月	組織会議	１２月	校内研修会	２月	取組評価

Ⅲ　いじめの早期発見・早期対応・積極的認知のため次のことに取り組むこととする。

１　いじめの早期発見・積極的認知に努める。

（１）全校児童対象のいじめアンケート調査を行う。　年２回（６月・１１月）

（２）学校評価において保護者アンケートを行う。　　年２回（７月・１２月）

（３）学級担任が児童からの聞き取り調査を行う。　　年２回（６月・１１月）

２　いじめの早期対応・積極的認知に努める。

（１）日常の生活からいじりやいじめを見逃さず、いじりやいじめと疑われる行為や訴えがあった場合は迅速かつ真摯に対応する。（いじめ見逃しゼロ）

（２）いじめの発見や通報を受けた場合、「いじめ防止対策のための組織」へ直ちに情報を伝え、当該組織を中心に速やかに対応する。

（３）必要に応じて警察などの関係機関と連携し、対応する。

（４）いじめられた子どもや保護者への支援を丁寧に行う。

（５）いじめた子どもへの指導、その保護者への助言に努める。

３　ネット上のいじめへの対応

（１）情報モラル教育や保護者への啓発

○日常的に問われるモラルを養うことと同様に、ネット上でも他人を尊重し、温かい心で接することができるよう、児童への情報モラル教育を推進する。

○インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員も研修を深める。

○ネットいじめの予防を図るため、家庭での使用上のルール作りを推進する。

（２）いじめに対する対応の見直し

○定期的なネットパトロールを位置づけ、トラブルやいじめを未然に防止する。

Ⅳ　いじめの重大事態を想定し、それに対応できるよう備える。

重大事態とは

ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（子どもが自殺を企画した場合等）

イ）「相当の期間、欠席を余儀なくされている疑い」（一定期間連続して欠席した場合等）

※「子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時」

１　重大事態の調査組織を設置する。

２　調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

３　いじめを受けた子ども及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

４　調査結果を学校の設置者に報告する。

５　調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

Ⅴ　生徒指導体制や教育相談体制を確立する。

１　いじめの問題は、「いじめ防止対策のための組織」が組織的に対応する。

２　いじめ問題等に関する指導記録を保存し、進学や進級、転校時に引き継ぎできるようにする。

３　子ども及びその保護者が、「いつでも、だれにでも」相談できる体制を整備する。

４　保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

Ⅵ　教職員の資質能力の向上を図るために次の校内研修を実施する。

1　いじめ見逃しゼロやいじめの問題に関するチェックリストや事例をもとにした研修（５月）

2　教育相談に関する研修　（９月）

3　保護者懇談に関する研修（１０月）

Ⅶ　地域や保護者との連携を図る。

1 学校、ＰＴＡ、地域の関係団体代表者による児童生徒健全育成連絡協議会の中で必要に応じていじめ問題を取り扱う。

2 各学期末参観日の全体懇談及びＰＴＡの役員会において情報提供を行う。

3 子どもの悩み相談を受け止める相談窓口を明確にして、子どもたちに知らせる。

遠別小学校におけるいじめ防止対策のための組織

いじめ防止対策のための組織

○　組織は、校長、教頭、教務、生徒指導、養護教諭、該当担任、他関係職員で組織する

○　学校いじめ防止基本方針の策定や見直し

○　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検と検証、計画の見直し

○　いじめの通報・相談の窓口

○　いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

○　緊急会議を開催し、①いじめの情報の迅速な共有　②指導や支援の体制、対応方針の決定　③役割分担　④関係のある子どもへの事実関係の聴取　⑤保護者との連携　等を行っていく

＜連　絡　図＞

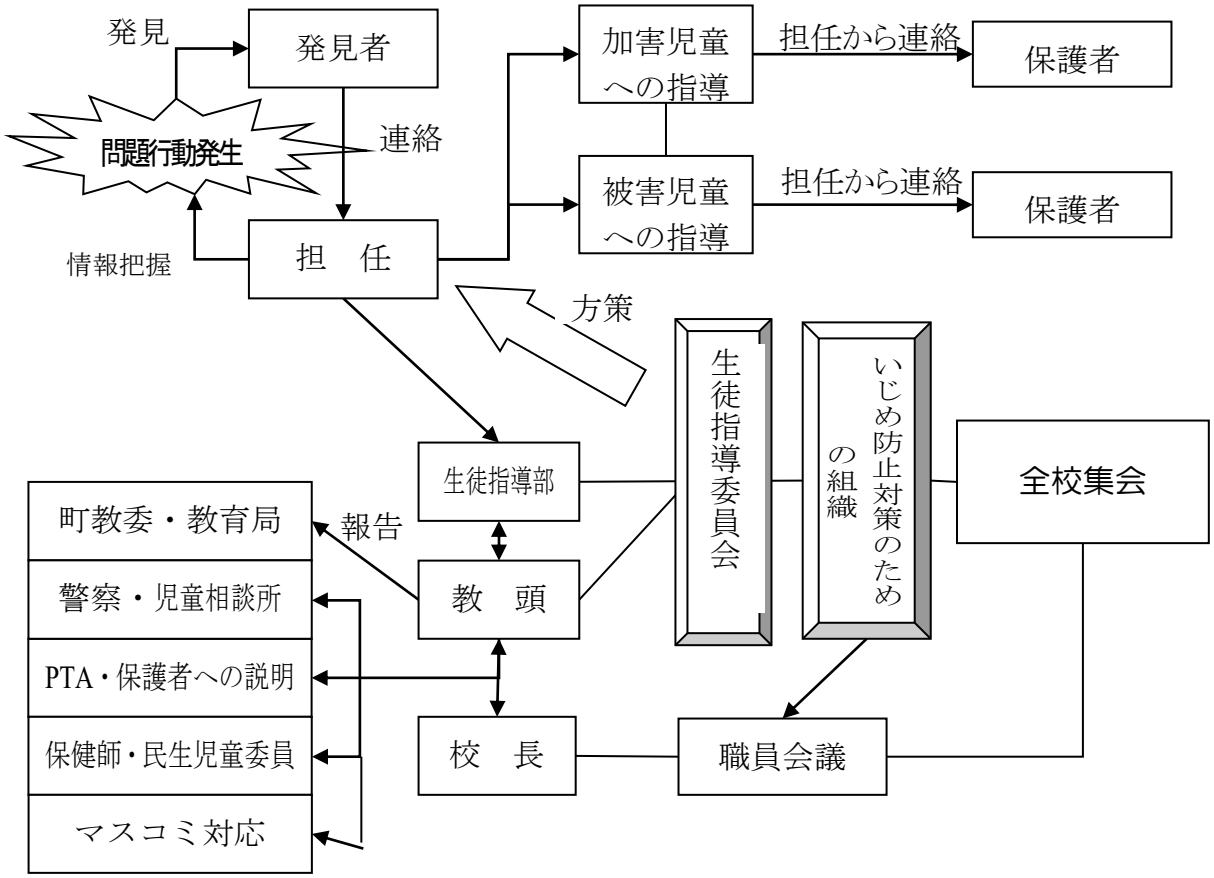

＜フロー図＞

いじめ重大事態発生

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）
②相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間３０日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※児童や保護者からいじめられている重大事態に至ったという申し立てがあったとき

一次対応（緊急対応）

＜被害者児童＞
①事実関係聞き取り(時系列)【学担】
②心のケア【学担・養護教諭】
・居場所、安全の確保
※避難的措置(別室登校)
＜保護者＞
【学担・指導部・(教頭)】
①事実関係報告
②信頼関係の構築

管理職への報告

いじめ防止対策のための組織

①情報の整理・記録→時系列
②事実関係の確認
③対応・指導方針の検討・決定
全教職員共通理解

＜加害者児童＞
①事実関係聞き取り(時系列)【学担】
②事実関係確認【学担】
＜保護者＞
【学担・指導部・(教頭)】
①事実関係報告
②信頼関係の構築

教育委員会
①調査結果の報告
②対応等の指示

連携（教頭）

連携（教頭）

関係機関
○警察等
事案に応じた、情報共有

二次対応（短期的対応）

＜被害児童＞
①組織的支援【学担・指導部・養護】
・安全・安心感の保証
・状況説明
＜保護者＞
【学担・指導部・(教頭)】
①取組・支援方法の説明
②信頼関係の向上

いじめ防止対策のための組織

①指導・支援方針の検討・決定
②事実関係の確認
③対応・指導方針の検討・決定
全教職員共通理解

＜加害者児童＞
①いじめの様態に応じた指導・援助【学担】
＜保護者＞
①取組・指導方針の説明
②信頼関係の向上
【学担・指導部・(教頭)】

全保護者への説明

三次対応(中・長期的対応)

いじめ防止対策のための組織

＜被害児童＞
①適応の促進【学担・養護】
②対人関係への配慮
＜保護者＞
【学担・指導部・(教頭)】
①信頼関係の構築

①情報の整理・記録
②対応・指導の振り返り
全教職員共通理解

＜加害者児童＞
①規範意識の育成【学担】
②人間関係の構築【学担】
＜保護者＞
【学担・指導部・(教頭)】
①信頼関係の構築

指導体制の見直し・相談機能の強化など